

## 令和3年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月23日（木曜日） 議事開始 午前 8時47分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造  
中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 なし  
【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 烏澤 庄司  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

## 議 題

報告第17号 農地等の合意解約について

報告第18号 農用地利用配分計画について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農用地利用集積計画について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長      それではただいまから令和3年12月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長      【あいさつ・・・】

尾山議長      次に委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は27人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と岩屋委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第17号から報告第18号及び議案第50号から議案第53号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長      （議案朗読）

尾山議長      議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第17号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局      議長。

尾山議長      事務局。

事務局      報告第17号をご説明いたします前に修正を6か所お願いいたします。まず、1カ所目は、2ページの整理番号7番の関連の項目に基盤法利用権設定整理番号56番と記載していますが、58番ですので訂正をお願いいたします。2カ所目は、同ページの整理番号8番の関連項目に整理番号54番と記載してありますが、56番に訂正をお願いします。3カ所目は、同ページの整理番号9番の関連項目に55番と記載してありますが、57番に訂正をお願いいたします。次に4カ所目と5カ所目は、3ページの整理番号23番と24番の関連項目に基盤法所有権移転整理番号8番と記載してありますが、9番に訂正をお願いいたします。最後6カ所目は、4ページの整理番号25番の関連項目に利用権設定と記載してありますが、所有権移転と訂正をお願いいたします。

それでは、報告第17号についてご説明いたします。今月の合意解約

件数は25件でございます。2ページをご覧ください。令和3年12月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号4番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。

整理番号10番及び12番につきましては、所有権移転のため解約するものでございます。

整理番号12番、3ページの整理番号13番から16番につきましては、他の担い手に貸付のため、解約するものでございます。

整理番号17番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。

整理番号18番につきましては、他の担い手に貸付のため、解約するものでございます。

整理番号20番から22番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第18号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第18号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年12月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計83件、195筆、194,748.9㎡となっております。詳細につきましては、6ページから25ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。26ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転11件、貸借5件の合計16件です。申請人の住所・氏名、備考欄につきましても、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので27ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、315㎡の交換です。

整理番号2番、27ページから28ページをご覧ください。田3筆、79㎡の交換です。備考欄に記載のあるとおり、議案51号基盤法所有権移転整理番号5番との関連です。

整理番号3番、畑1筆、836㎡の贈与です。

整理番号4番、田1筆、847㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のあるとおり、谷口委員の掘起しです。29ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、257㎡贈与です。

整理番号6番、田2筆、880㎡の贈与です。竹下会長代理の掘起しです。30ページをご覧ください。

整理番号7番、畑1筆、525㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、畑1筆、161㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のあるとおり、農振農用地外10アール要件での取得で中津委員の掘起しです。

整理番号9番、30ページから31ページをご覧ください。田3筆、2,870㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、31ページから32ページをご覧ください。田5筆、2,785㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、32ページから33ページをご覧ください。畑1筆、1,335㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、ご説明いたしますので34ページをご覧ください。

整理番号11番、32ページから33ページをご覧ください。畑1筆、価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、ご説明いたしますので34ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、畑1筆、計2筆2,524㎡の使用貸借です。

整理番号2番、田1筆、799㎡の使用貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号3番、35ページから36ページをご覧ください。田5筆、2,338㎡の使用貸借です。

整理番号4番、36ページから37ページをご覧ください。田3筆、3,460㎡の使用貸借です。

整理番号5番、田2筆、3,877㎡の賃貸借です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転11件、貸借5件、合計16件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第50号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。所有権移転整理番号1番につきましては、譲渡人が「えびの市」及び譲受人が市外のため、土地及び申請人「受人」の確認を事務局にお願い

いたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは所有権移転整理番号1番について、報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。以前、実施された市道拡幅工事で市の所有する土地と受人の父親が所有していた土地を交換しました。しかし、受人の父親名義になるはずだった土地の名義が変更されず、えびの市のままである事が、受人が相続する際に判明したため、今回、申請されるものでございます。周辺の状況は、受人の所有する農地の一部となっています。北・西側は受人の農地、東・南側は市道に接しています。基盤整備はされておらず、農地の形状は、やや不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、市外在住ですが、息子さんがえびの市で認定就農者となっており、親子で農業をしています。地域との調和については、以前から申請農地を耕作しており、周辺の農家と協力して水路管理も行っています。また、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。大字〇〇字〇〇の1筆は、基盤整備されておらず、受人の所有する農地の一部となっていました。周辺の状況は、東・南側は山林、北・西側は受人の所有農地に接しています。日照はやや不良ですが、接道・排水は良好です。次に大字〇〇字〇〇の2筆も基盤整備されておらず、受人の所有する農地の一部となっていました。日照・接道・用排水は

良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と露地野菜の複合経営の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、営農に一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されておらず、受人の自宅に隣接しています。周辺の状況は、東側は水田、北・南・西側は宅地に接しています。日照・接道・排水は良好です。農地の状況は、椎茸栽培、果樹、露地野菜などに利用されてきました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲・ゴーヤ・栗の複合経営の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加されており、周辺農家と協力してる事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内で受人の自宅から道路を挟んで、北西側にあります。基盤整備されており、周辺の状況は、東側は宅地、北・西側は水田、南側は市道に接しています。日照・接道・用排水は良好です。



続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の兼業農家で〇〇の方です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いいたします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されていませんが、農地の形状は四角形で受人の農地の一部となっています。周辺の状況は、東側は農道、北・南・西側は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、受人は専業農家で後継者もあり、営農にも一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いいたします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されておらず、農地の形状は不整形です。最初に大字〇〇の1筆は、北側は水田、東側は市道、南・西側は山林に接しています。接道・用排水は良好ですが、山林に接しているため、日照がやや不良です。次に大字〇〇の1筆は、北・東側は市道、南側は水田、西側は受人の所有する水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況ですが、2筆とも何も作付けされておらず、少し遊休化していま

す。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。渡人との関係は、〇〇です。権利取得後は水稲を作付けするとの事でした。地域との調和については、畦畔及び所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いします。

吉田委員 議長。

尾山議長 吉田委員。

吉田委員 整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されていませんが、農地の形状は四角形で良好です。周辺の状況は、東側は農道、北側は畑、南側は雑種地、西側は受人の所有の所有する畑に接しています。日照・接道は良好ですが、排水については、排水先がなく地下浸透となるため、不良です。農地の状況は、何も作付けされてませんが、耕起はされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲及び露地野菜の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。渡人との関係は同じ自治会の知人との事です。権利取得後は、排水を良くして、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、受人は所有農地及び畦畔の管理は適切に行っている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されておらず、周辺の状況は宅地と畑が混在してい

ます。日照・接道は良好ですが、排水が不良です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号9番について、ご報告いたします。受人の父親の代から40年近く耕作していて、渡人から売買の話があつて、今回、申請するものでございます。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も適切であり、特に問題も無い事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号10番の土地を下原委員に、申請人「受人」の確認を田上委員にお願いします。まず、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。登記では5筆ですが、現況は4枚の水田です。農地の形状は、2枚は長方形であとの2枚は正方形です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、耕起されておりました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号10番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。渡人との関係は、以前より申請農地を耕作していたとの事で今回、渡人より売買の話があったので購入する事になったそうです。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号11番の土地を前原委員に、申請人「受人」の確認を山下委員にお願いします。まず、前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 整理番号11番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みはされていませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、北・西側は畑、東・南側が山林に接しているので日照は、やや不良です。農地の状況は、5～10年の栗の木が植栽されていました。接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 整理番号11番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と露地野菜の複合経営の専業農家です。渡人との関係は、〇〇であります。受人は高齢ですが、市内にいる後継者が管理するとの事です。権利取得後は、以前と同様に栗を栽培していくとの事でした。地域との調和については、いろいろ地域の会合にも参加されており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に34ページの貸借整理番号1番の大字〇〇の土地を増田委員に、

大字〇〇及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。まず、増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 貸借整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺の状況は北側は宅地・畑、東・西側は畑、南側は〇〇に接しています。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 貸借整理番号1番の大字〇〇の農地及び受人について、ご報告いたします。まず、農地についてご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と露地野菜の兼業農家です。渡人との関係は親子です。地域との調和については、受人は兼業ですが営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番及び3番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 貸借整理番号2番と3番の受人は同一のため、まとめてご報告いたします。最初に貸借整理番号2番の申請農地について、ご報告いたします。貸借整理番号2番の申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備された水田ですが、農地の形状はひし形でやや不良です。次に貸借整理番号3番

の申請農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の3筆は〇〇の近くにあり、3筆で1枚の水田です。基盤整備されておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北・東・南側は水田、西側は農道に接しています。もう一カ所の字〇〇の2筆は、〇〇を〇〇から〇〇に行く途中の道路南側にあります。基盤整備されておらず、登記では2筆ですが、現況4枚の水田で横に細長い形状です。農地の形状は、どちらともあまり良くありませんが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、貸借整理番号2番及び3番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業ですが営農にも一生懸命取り組まれており、地域の奉仕作業にも参加しています。また、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 貸借整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備されておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北・東側は宅地、南側は市道、西側は宅地・畑に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。権利取得後は水田として利用するとの事です。地域との調和については、地域の活動にも積極的に参加しており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 貸借整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。字〇〇の1筆は基盤整備済みで周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。もう一カ所の字〇〇は基盤整備済ですが、北・南側は水田、東・西側は山林に接しているため日照は、やや不良です。接道・用排水は良好で農地の状況は、イタリアンが作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と繁殖牛の複合経営の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いていることから何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計16件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第50号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第51号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第51号を説明する前に議案の訂正と文言の追加をお願いいたします。まず、訂正についてですが、別冊の4ページ所有権移転整理番号4番、田1筆728㎡と記載していますが、正しくは田5筆7,963㎡となりますので訂正をお願いいたします。次に文言の追加ですが、別冊8ページの所有権移転整理番号13番は山口委員の掘起しですが、備考欄に記載がありませんでしたので掘起し山口委員と文言の追加をお願いいたします。

それでは、議案第51号「農用地利用集積計画について」説明いたします。別冊をご覧ください。今月の計画件数は所有移転15件、利用権設定72件、合計87件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は64件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたしますので1ページをご覧ください。

整理番号1番、1ページから2ページをご覧ください。田5筆、9,671㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、10,527㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、1,209㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。3ページをご覧ください。

整理番号4番、3ページから4ページをご覧ください。田5筆、7,963㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。



整理番号5番、田1筆、67㎡の交換です。議案第50号農地法第3条  
所有権移転整理番号2番との交換となります。

整理番号6番、畑1筆、1,336㎡の売買です。価格は総額  
〇〇円です。5ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、1,402㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。

整理番号8番、5ページから6ページをご覧ください。田2筆、  
1,310㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、6ページから7ページをご覧ください。田4筆、  
8,220㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、田1筆、1,024㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。

整理番号11番、田1筆、673㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
山口委員の掘起しです。8ページをご覧ください

整理番号12番、田1筆、1,022㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。山口委員の掘起しです。

整理番号13番、田2筆、2,790㎡の売買です。価格は10アール  
あたり〇〇円です。山口委員の掘起しです。9ページをご覧ください。

整理番号14番、田4筆、3,118㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。10ページをご覧ください。

整理番号15番、畑1筆、3,877㎡の売買です。価格は総額〇〇円  
です。以上、所有権移転15件です。続きまして、利用権設定について  
ご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃に  
ついては省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借に  
ついては賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。11ページ  
をご覧ください。

整理番号1番、11ページから13ページをご覧ください。田9筆、  
7,550㎡の賃貸借です。

整理番号2番、13ページから14ページをご覧ください。田5筆、7, 133㎡の賃貸借です。15ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、3, 228㎡の賃貸借です。

整理番号4番、15ページから16ページをご覧ください。田3筆、4, 068㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、2, 490㎡の使用賃貸借です。17ページをご覧ください。

整理番号6番、田2筆、1, 699㎡の賃貸借です。

整理番号7番、17ページから18ページをご覧ください。田3筆、2, 893㎡の賃貸借です。

整理番号8番、18ページから20ページをご覧ください。田8筆、6, 098㎡の賃貸借です。21ページをご覧ください。

整理番号9番から同72番までは農地中管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号9番、21ページから24ページをご覧ください。畑15筆、14, 908.46㎡の賃貸借です。25ページをご覧ください。

整理番号10番、畑1筆、5, 050㎡の使用賃貸借です。

整理番号11番、畑1筆、7, 050㎡の賃貸借です。

整理番号12番、25ページから26ページをご覧ください。田2筆、2, 611㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、1, 460㎡の賃貸借です。

整理番号14番、26ページから27ページをご覧ください。田1筆、1, 556㎡の賃貸借です。

整理番号15番、27ページから29ページをご覧ください。田9筆、10, 779㎡の賃貸借です。

整理番号16番、29ページから34ページをご覧ください。田17筆、

畑2筆、計19筆9,919㎡の賃貸借です。

整理番号17番、34ページから36ページをご覧ください。田8筆、3,421㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号18番、田1筆、1,372㎡の使用賃貸借です。

整理番号19番、37ページから38ページをご覧ください。畑3筆、1,495㎡の賃貸借です。

整理番号20番、38ページから39ページをご覧ください。田3筆、3,116㎡の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、2,027㎡の賃貸借です。

整理番号22番、39ページから40ページをご覧ください。田1筆、1,298㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田2筆、1,809㎡の賃貸借です。

整理番号24番、40ページから42ページをご覧ください。田7筆、4,048㎡の賃貸借です。

整理番号25番、42ページから45ページをご覧ください。田10筆、4,534㎡の賃貸借です。

整理番号26番、45ページから46ページをご覧ください。畑3筆、6,473㎡の賃貸借です。

整理番号27番、46ページから48ページをご覧ください。田6筆、4,849㎡の賃貸借です。

整理番号28番、48ページから49ページをご覧ください。田4筆、1,983㎡の賃貸借です。

整理番号29番、畑1筆、3,327㎡の賃貸借です。

整理番号30番、49ページから50ページをご覧ください。田4筆、3,698㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号31番、畑1筆、560㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田1筆、1,041㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号33番、51ページから52ページをご覧ください。田2筆、4,040㎡の賃貸借です。

整理番号34番、田2筆、2,692㎡の賃貸借です。53ページをご覧ください。

整理番号35番、田2筆、2,449㎡の賃貸借です。

整理番号36番、畑1筆、1,019㎡の賃貸借です。54ページをご覧ください。

整理番号37番、54ページから55ページをご覧ください。田4筆、畑1筆、計5筆1,581㎡の賃貸借です。

整理番号38番、田1筆、1,085㎡の賃貸借です。

整理番号39番、55ページから56ページをご覧ください。田4筆、1,887㎡の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号40番、田1筆、893㎡の賃貸借です。

整理番号41番、57ページから58ページをご覧ください。田4筆、2,916㎡の賃貸借です。

整理番号42番、58ページから59ページをご覧ください。田4筆、3,771㎡の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号43番、60ページから64ページをご覧ください。田16筆、9,894.07㎡の賃貸借です。

整理番号44番、64ページから65ページをご覧ください。田4筆、畑2筆、計6筆、9,117㎡の賃貸借です。66ページをご覧ください。

整理番号45番、田1筆、1,499㎡の賃貸借です。

整理番号46番、田2筆、2,954㎡の賃貸借です。67ページをご覧ください。

整理番号47番、畑2筆、2,612㎡の賃貸借です。

整理番号48番、67ページから68ページをご覧ください。田3筆、6,867㎡の賃貸借です。

整理番号49番、田1筆、5,382㎡の賃貸借です。69ページを

ご覧ください。

整理番号50番、田1筆、5, 128㎡の賃貸借です。

整理番号51番、田1筆、259㎡の賃貸借です。

整理番号52番、69ページから70ページをご覧ください。田4筆、2, 202㎡の賃貸借です。71ページをご覧ください。

整理番号53番、田2筆、1, 878㎡の賃貸借です。

整理番号54番、田1筆、2, 259㎡の賃貸借です。72ページをご覧ください。

整理番号55番、田3筆、4, 077㎡の賃貸借です。73ページをご覧ください。

整理番号56番、73ページから74ページをご覧ください。田6筆、16, 446㎡の賃貸借です。

整理番号57番、田1筆、2, 724㎡の賃貸借です。75ページをご覧ください。

整理番号58番、75ページから76ページをご覧ください。田5筆、11, 423㎡の賃貸借です。

整理番号59番、田2筆、4, 943㎡の賃貸借です。77ページをご覧ください。

整理番号60番、田2筆、1, 973㎡の賃貸借です。78ページをご覧ください。

整理番号61番、78ページから79ページをご覧ください。田4筆、5, 502㎡の賃貸借です。

整理番号62番、79ページから82ページをご覧ください。田9筆、畑5筆、計14筆11, 721㎡の賃貸借です。83ページをご覧ください。

整理番号63番、畑3筆、8, 516㎡の使用貸借です。84ページをご覧ください。

整理番号64番、田3筆、3, 252㎡の賃貸借です。85ページを

ご覧ください。

整理番号65番、85ページから87ページをご覧ください。田10筆、畑1筆、計11筆14,266.68㎡の賃貸借です。88ページをご覧ください。

整理番号66番、田1筆、486㎡の賃貸借です。

整理番号67番、田1筆、706㎡の賃貸借です。

整理番号68番、88ページから89ページをご覧ください。畑2筆、2,095㎡の賃貸借です。

整理番号69番、89ページから90ページをご覧ください。畑4筆、2,942㎡の賃貸借です。

整理番号70番、畑1筆、12,157㎡の賃貸借です。91ページをご覧ください。

整理番号71番、畑1筆、2,060.33㎡の賃貸借です。

整理番号72番、田1筆、617㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第51号は案件が多いため、質疑を求める前にいったん休憩いたします。

（10分間休憩）

尾山議長 　休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案第51号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 　議長。

尾山議長 　増田委員。

増田委員 　議案と直接関係ありませんが、農地等の利用の最適化の推進に関わる事であるため、お聞きします。認定農業者についてですが、経営面積の少ない水稻主体の農業者は、認定農業者になれません。基本構想では400万

円を目指すとありますが、水稻だけでは、経営面積が多くないと認定農家になれない状況です。〇〇地区で農地等の利用の最適化を推進していこうとしても地区の認定農業者が少ないので推進できない状況です。所得について、変更ができないかという事と年齢制限があるのかについて、お聞きいたします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの増田委員の質問について、お答えいたします。認定農業者については、市の基本構想に基づき、市に農業経営改善計画認定申請書を提出して、市が認定した農業者を認定農業者と言います。5年後に農業所得400万円を目指す事となります。委員が言われたとおり、水稻だけでは、経営面積を拡大していかないと所得が上がらない状況です。

しかし、水稻主体と言っても、農作業受託や糶摺りなどしている場合もありますので全ての水稻主体の農業者が認定農業者になれない訳でもありませんので個別に畜産農政課担い手対策係に相談して頂ければと思います。年齢制限については、無いようです。以上です。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 さきほど局長補佐が言われたとおり、水稻主体の農業者は経営面積が6ヘクタールぐらいあってもなれない状況です。〇〇地区などの中山間地域の農地を買って頂けるのは、水稻主体の農業者の方がほとんどです。水稻主体の農業者がなるだけ認定農業者になれるように畜産農政課に要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 増田委員の要望を畜産農政課担い手対策係にお伝えいたします。以上です。

尾山議長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第51号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。39ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。40ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、2, 393㎡のうち998㎡を糶すり工場及び車庫敷地として、申請するものです。工事期間は令和4年2月1日から2月28日まででございます。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、機械設備費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、東側水路に排水いたします。41ページをご覧ください。

続きまして、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。42ページをご覧ください。



整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、227㎡を駐車場敷地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年2月15日から令和4年2月28日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、西側道路側溝に排水いたします。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第52号及び第53号については、12月22日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、12月22日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件、農地法第5条1件、計2件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第52号、農地法第4条、整理番号1番について、ご説明いたします。申請人は自己所有農地に糶すり工場及び農機具用車庫を建築するため、申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から南東に約680mのところ position します。申請地の状況は、北側は市道、東側は畑、西側は畑、南側は遊休化した畑に接しています。三方向で農地に接していますが、周辺の土地所有者と協議済みで日照等影響ないように建築するとの事ですので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第53号、農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は申請地の道路挟んだ向かい側で温泉を経営していますが、駐車場が手狭になった事から申請地の所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。申請地の状況は、北側は雑種地、東・南・西側は市道に

接しています。周辺に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請1件、計2件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きます、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。よって、今月の議案第52号及び第53号の計2件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第52号及び第53号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第52号及び第53号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第52号及び53号については原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時20分